

長浜市特定空家等判断基準の修正案について

委員の皆様から頂戴しましたご意見を基に、別添のとおり判断基準の修正を行いました。

■意見内容

・判定票 1-1 について

1. 調査項目②（柱の傾斜）について

(平屋以外の建築物で、2階以上の階のみが傾斜している場合も、同様の数値で取り扱う。)の記載内容について、江戸初期の文化財には外転び（前転び）という工法があり、柱に傾斜をつけて建築されている建物があるが、現在の記載内容だと健全な状態であっても加点対象となってしまうことが懸念される。

長浜市内にも何棟かある建物であるので、そういった建物は加点対象から除外する等の対応が必要ではないか。

2. 調査項目⑭（擁壁の水抜き穴の詰まり）について

詰まりが生じているものを加点するとあるが、確認が難しいのではないか。

■変更点

・判定票 1-1 について

1. 調査項目②（柱の傾斜について）

別紙最終案のとおり、記載内容に「原則」を加え、建物の老朽化による傾斜でないものについては、判定の対象外とします。

2. 調査項目⑭（擁壁の水抜き穴の詰まり）について

別紙最終案のとおり、判定内容を目視で確認できるものへ変更します。

■今後のスケジュール

令和 6 年 8 月 1 日 第 21 回長浜市空家等対策推進会議 修正案報告

令和 7 年 2 月 第 22 回長浜市空家等対策推進会議 最終案報告

令和 7 年 4 月 判断基準の改正・施行